

図書館友の会全国連絡会 御中

1) 公立図書館の振興・発展に関する政策、施策等について、お考えをお聞かせください。

障がい者や高齢者、外国人など様々な状況にある誰もが、文字・活字文化の恵沢を享受できるよう、読書バリアフリーの環境整備、電子書籍・電子図書館の支援、増え続ける外国人の子どもたちのため多言語に翻訳された書籍の図書館への設置に取り組みます。また、子ども・若者の視点に立った読書活動の推進のため、海外の学校等と共同したビブリオバトルの開催や、子ども・若者の声を聴くなど読書活動の調査研究に取り組みます。

2) 政策の中で特に「公立図書館の管理運営」について、図書館民営化（指定管理）の是非と、その理由についてお聞かせください。

指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、地方自治体の自主性に委ねる制度となっていますので、公立図書館への指定管理者制度の導入についても、設置者である地方自治体が適切に判断されていると考えます。また、地方自治体には、指定管理者による管理が適切に行われ、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与しているか、定期的に検証し、制度の適切な運用に努めることが求められています。

公立図書館の管理運営が適切に行われるよう、地方自治体の図書館関係者が集まる研修等においての周知を推進していきます。

3) 活字文化議員連盟の「公共図書館改革に関する決議」（2023）の下記5項目についてのお考えをお聞かせください。

(制度の検証と将来像の検討)

(1) 公共図書館における市民サービスの向上に資するため、会計年度任用職員制度、指定管理者制の運用の効果と課題を検証するとともに、「図書館の設

置及び運営上の望ましい基準」の見直しなど、公共図書館の将来を考える「公共図書館のあり方に関する協力者会議」を設置すること。

会計年度任用職員制度は、総務省から地域の実情等を踏まえ、適切に運用される必要があることが通知されています。また、指定管理者制度については、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」において、導入する場合には事業者と連携して事業の安定的な実施の確保や水準の維持・向上等に努めることなどを定めています。

これらの通知及び基準を踏まえ図書館が適切に運営されるよう周知に取り組んでまいります。また、公共図書館の将来を考えると、協力者会議の設置は必要だと考えます。

(図書館職員の待遇改善)

(2) 図書館職員の非正規雇用率を大幅に改善するなど、雇用の安定にとりくみ、同一労働・同一賃金の実現に努め、国・自治体の責務で司書研修等への参加を促すこと。

専門性が求められる職種であることから適正な評価は必要であり、処遇改善および専門性の向上への取り組みは必要だと考えます。

(誰も取り残さない読書環境を整える)

(3) 司書養成課程で読書バリアフリーに関する講義の機会を増やし、障害者サービスのエキスパートを育て、その知識と技術のノウハウを蓄積し、継承すること。

今後、障がい者だけでなく高齢者、外国人、発達に特性がある子どもたち等の読書環境の整備を考えると、エキスパートの育成や知識・技術のノウハウの蓄積・継承は必要だと考えます。

(4) 全国の公共図書館に読書バリアフリー法が求めるアクセシブルな書籍の紹介コーナーを設置し、子どもたちが日常的に、多様な読書媒体と出会える機会を整えること。

障がい者等の方が利用しやすいアクセシブルな書籍は、子どもたちをはじめ、多くの人への周知の機会が必要だと考えます。

(公共図書館の図書購入は地域の書店から)

(5)公共図書館は、地域書店からの図書購入を優先し、装備作業は地域の福祉施設と連携して障害者の雇用拡大など循環型地域経済の施策を進めること。

公共図書館の図書の地域の書店からの購入や、障がい者の雇用拡大などは、文字活字文化を守るとともに、地方創生の面からも必要だと考えます。

併せて、図書館や書店等の DX 化を含めた連携の促進や、本と地方創生とのコラボ企画など、関係機関が連携して行う読書活動の取り組みを支援します。

図書館友の会全国連絡会 御中

お世話になっております。

ご依頼いただきました
公開質問状に対する回答を
添付の通り、お送りします。

よろしく願い申し上げます。

公明党

事務局注) 質問への回答書に党名の署名がなかったため、事務局宛メールの本文、およびファイル名を記載した参考書類を付加しました。 【公明党】図書館友の会全国連絡会 御中
_20241017.docx